



2025 年 5 月 26 日

各 位

株式会社 ウィザス
代表取締役社長 生駒 富男
(コード番号 9696)

[問合せ先]
常務取締役 統括支援本部長 赤川 琢志
電話 06 (6264) 4202

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主である Global ESG Strategy（以下「本提案株主」といいます。）より、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 49 回定時株主総会における議案について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容及び理由

1. 議題

- (1) 議題 1：取締役 7 名選任の件
- (2) 議題 2：定款の一部変更の件（取締役会議長について）
- (3) 議題 3：買収防衛策の廃止の件
- (4) 議題 4：定款第 18 条の削除の件（買収防衛策の導入等の条文削除について）

2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案書面」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案書面」については、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は原則として原文のまま記載しておりますが、議題 1「取締役 7 名選任の件」は、本提案株主が、取締役候補者 7 名について、1 名につき 1 つの議案として記載されていたところ、株主の皆様にご判断いただきやすくするために 1 つの議案にまとめて記載しております。但し、本提案株主が、当社が 1 議案に関する提案の理由を 400 字に制限していることに鑑みて合計 2,800 字以内、として記載された提案の理由につきましては、省略等を行わず原文のまま記載しております。

Ⅱ．本株主提案に対する当社取締役会の意見

1．議題1：取締役7名選任の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（議題1）に反対いたします。

(2) 反対の理由

本提案株主は、議題1の提案の理由として、当社がガバナンス改善、投資戦略及び財務戦略の知見を有する7名の取締役を新たに選任することにより当社の取締役会を刷新し、創業家に付度した「番頭経営」を脱却し、ガバナンス改革を進め、資本効率の改善と株主還元策の拡充を実施すべきであると主張しています。

しかしながら、当社取締役会としては、当社が教育事業という公共性、専門性が高く、安定性及び社内外での信頼度が求められる事業を行う中で、中長期的な企業価値及び株主の皆様の利益を最大限に向上させるためには、現状、社内外の関係先（顧客、従業員、行政機関、お取引先等々）の信頼が得られていない株主提案に係る7名の取締役ではなく、当社が50年間蓄積してきました卓越した教育理念とその教育内容や学校経営とそれに伴う行政機関対応、言語教育を基軸とした周辺事業や海外での事業展開のノウハウ、特長あるグループ・カンパニー全体のコンプライアンスやガバナンス対応といった点で豊富な経験を積むとともに社内外からの信頼度も高い、現在の取締役体制が最適と考えており、本株主提案に反対いたします。

当社取締役会が本株主提案に反対する主な理由は上記の通りですが、更に以下、①当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の取り組み、②新中期経営計画の策定、実現、③本株主提案の候補者のスキルセットや資質・経験等を踏まえ、本株主提案の候補者を取締役とすべきとは考えられないこと、の3つの項目に沿って詳細にご説明いたします。

① 当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の取り組み

当社グループでは、2023年4月より、社内カンパニー制度を導入し、各カンパニーの傘下のグループ会社のマネジメントについては、カンパニー長を中心とした経営体制の構築・強化に向けた取り組みを推進してまいりました。

当社の取締役に關しては、当社グループの意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行うため、教育関連事業に關しての豊富な経験、実績、専門性等のバランスを考慮し、当社の指名・報酬委員会における審議・答申を踏まえて、取締役会決議により候補者を指名しております。また、グループ会社の取締役に關しては、当社取締役に準じて、年度毎に適時かつ適切に継続・交代の是非を判断するプロセスを経ることで、当社取締役会による監督がより一層有効に機能するような体制を構築しております。なお、当社及びグループ会社の取締役及び執行役員は、当社グループの掲げる経営理念、教育理念の最大の理解、実践を遂行する立場でもあり、その率先垂範の役割も果たしております。そのため常に様々な社内会議等でのコミュニケーションにおいては、会社の社員・スタッフとの共通認識のすり合わせや、実践の行動についての検証を絶えず行っており、日々の事業運営のすみずみまで、理念、方針、実践を広めることに努めております。そうした役割は、一朝一夕に果たせるものではなく、経年での事業運営のマネジメントに従事してきたことが、そうした役割遂行を可能にしております。よって、コーポレート・ガバナンスの有効性は、こうした日常の各取締役・執行役員と社員・スタッフとの緊密なコミュニケーションに基づいた信頼関係において、構築されていると考えております。

上記のように、当社は、グループベースで適切な内部統制システムを構築し、運用するなど、適切なガバナンス体制を構築しておりますが、そうしたガバナンス体制の下で、当社グループにおいて、本提案株主が指摘するような創業家への過剰な配慮や利益誘導が行われて当社の成長や株主共同の利益が阻害されているという懸念が生じたことは一切なく、創業家

に付度した「番頭経営」などという本提案株主の指摘は全く当たりません。

なお、本提案株主は、当社が堀川一晃氏に対して過度に高額な相談役報酬を支払っている旨主張しておりますが、同氏は、会社経営からは退きましたが、相談役として、当社の教育事業の根幹である教育理念の従業員への浸透に引き続き尽力しており、当社はそれに対する報酬として適正な額を支払っているものと考えております。また、株式会社ブリーズにおいて、堀川一晃氏が代表取締役及び取締役を、堀川明人氏が取締役をそれぞれ退任し、また、株式会社SRJにおいて、堀川直人氏が代表取締役社長を辞任しているところ、本提案株主は、これらの異動について本提案株主による昨年の定時株主総会における指摘を受けて行ったものであると主張しておりますが、これらは、2023年から取り組んできたカンパニー制度導入による、グループ経営を一層機動的にする目的での組織編成の取り組みの一環として、従前から予定していた異動であり、昨年の定時株主総会における本提案株主の主張を受けたものではございません。ことに堀川直人氏の異動は、上述のカンパニー制度導入にあたって、学習塾カンパニーの長としての職責に専念することを企図してのものであります。

② 新中期経営計画の策定、実現

当社は、2025年4月より第50期目に入りますが、これまでの50年を総括し、創業100年に向けての土台作りを行うため、「ユニバーサル共育」を通じた「人創り」事業会社へ深化すべく、当社グループ第50期（2026年3月期）～第52期（2028年3月期）の新中期経営計画を策定し、2025年5月13日に公表いたしました。今般の新中期経営計画の策定に関しては約1年をかけて、①経営戦略/事業戦略、②財務戦略/資本戦略、③人材戦略、④コーポレート・ガバナンスの項目で定性的、定量的に詳細な計画を策定いたしました。この計画、方針の遂行においては、取締役、執行役員、グループ会社取締役との強固な信頼関係による連携体制構築と、所属する従業員への計画内容、方針についての理解浸透、徹底を図ることに注力しております。そして、全経営陣、従業員一体となって、その事業計画の実現による企業価値の向上と株主の皆様の利益を最大限に向上するために取り組んでいく所存でございます。

したがって、今回、本提案株主より現経営陣に対して「資本コストや資本効率を無視した経営スタンスをとり、有効な成長戦略を示していない」と指摘されておりますが、その指摘は全く当たりません。

なお、当社は、これまでも、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと考えており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質を構築しつつ、継続的な配当による株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを基本方針としてきましたが、新中期経営計画の下では、財務戦略/資本戦略を大幅に見直し、これまで20%を下限としていた配当性向を每期45%以上に設定することを目標としており、株主の皆様への還元をさらに強化していくこととしております。

③ 株主提案の候補者のスキルセットや資質・経験等を踏まえ、株主提案の候補者を取締役とすべきとは考えられないこと

今般、当社においては、本株主提案の取締役候補者が、当社の企業価値の向上に資する取締役の候補者であるか否かを判断する目的で、当社の事業や当社の企業価値の源泉に対する理解、当社の企業価値向上に資する知見等及び本提案株主からの独立性を客観的・公正に確認するため、本株主提案の取締役候補者全員との個別の面談を本提案株主に要請いたしました。遺憾ながら、その実現には至りませんでした。

そのため、本株主提案の取締役候補者に関する当社の意見については、本株主提案書に記載された提案理由、取締役候補者の経歴や候補者とした理由、期待される役割の概要等を基に、指名・報酬委員会での審議・決定を踏まえ、取締役会において決定しております。これ

は本定時株主総会に上程している当社取締役候補者の決定プロセスと同様となります。

本株主提案の取締役候補者に関する判断の過程では、本提案株主が、本株主提案の取締役候補者による経営体制における経営方針等について何ら具体的な考えを示していないこと、本株主提案書の記載から、教育事業という公共性、専門性が高く、安定性、社内外での信頼度が求められる事業を遂行する上で必要な当社の経営理念・教育理念への理解、教育関連事業独特の知見や経験の高さと本提案株主からの独立性も確認できなかったことから、仮に本株主提案の取締役候補者が当社の取締役に就任した場合、当社の企業価値向上に資さない、あるいは、当社の顧客（生徒、保護者）や従業員の信頼度の低下等による、企業価値を毀損する経営が行われる可能性が否定できないとの判断に至りました。

加えて、本株主提案の取締役候補者のうち、門田泰人氏に関しては、本提案株主の運用者である Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd. の最高投資責任者であり、一般株主との利益相反が生じるため、かかる観点からも当社の取締役として不適切であると考えております（なお、本提案株主は、同氏が取締役に選任された場合は、役員報酬を辞退することで利益相反を避ける旨述べておりますが、役員報酬を受領しない場合でも、同氏が本提案株主の利益を優先する恐れは否定できず、本提案株主が述べる方法では利益相反を避けることはできないと考えております。）

以上を踏まえて、当社としては、本株主提案の取締役候補者は、いずれも、当社の取締役として適切でないと考えております。

なお、本提案株主は、竹下淳司氏を除く現任取締役について、本提案株主の面談依頼を拒絶するなど株主に対する説明責任を果たす姿勢が見られないと主張しておりますが、当社においては、株主・投資家からの面談の申込みには、株主平等の原則に配慮した上で、担当部門が対応することとし、代表取締役社長、その他の取締役又は監査役との面談が適切と考える場合は、積極的にその対話の場を設定しており、実際に、当社は、本提案株主からの面談の要請に対しても、代表取締役社長、常務取締役が複数回にわたりこれに応じるなど、適切に対応しており、かかる指摘は全く当たりません。

④ 結論

以上①～③の理由より、当社取締役会としては、当社が目指す中長期的な企業価値向上及び株主の皆様の利益のためには、現在の取締役体制が最適であると考えます。そのため、本提案株主が推薦する7名の候補者を取締役として選任することが、中長期的な観点から、企業価値及び株主価値の双方に資するものではないと考えております。

よって、当社取締役会は、本株主提案（議題1）に反対いたします。

2. 議題2：定款の一部変更の件（取締役会議長について）

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（議題2）に反対いたします。

（2）反対の理由

本提案株主は、当社が、創業家が関与したガバナンスの問題を抱えており、取締役会の監督機能を高める必要があると主張しています。

しかしながら、当社が適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築していることは、議題1の①において記載のとおりです。

また、当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役7名中3名を占める独立性の高く、かつ今までの教育関連事業の知見と経験を有した社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えております。取締役会の運

営プロセスとしては、取締役会までに議題について予め社外取締役にも説明の機会を設け、また、議案の審議に十分な時間を確保しており、その結果、当社の取締役会では、社外取締役による適切な助言・提言を含め活発な議論が行われ、そのような議論を尽くした上で最適な決定を行っており、また、取締役会の実効性評価においても、監督機関としての取締役会の役割・責務は十分に果たされているものと認められています。

さらに、当社は、任意の機関として、指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を独立社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により代表取締役社長を選定することで、代表取締役社長の選定に関する透明性を高めております。

当社の取締役会については、上記の体制のもと、取締役会による監督機能が十分機能しているものと認識しており、本提案株主の主張には当たらないと考えております。

よって、当社取締役会は、本株主提案（議題2）に反対いたします。

3. 議題3：買収防衛策の廃止の件

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（議題3）に反対いたします。

（2）反対の理由

当社は、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するための取組みとして2007年11月16日に導入し、以後、本対応策を継続しております。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受けること、また、代替案の提示を受ける機会の確保につながり、これにより株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、教育機関として高い公共性を有する事業を展開する当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止するものと考えております。

これに対し、本提案株主は、本対応策は、当社取締役会や創業家一族による既得権益の保持、自己保身のための道具であると指摘していますが、そもそも本対応策の導入の目的は上記のとおりであり、これらの者の保身を目的とするものではありません。また、本対応策においては、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体として、独立委員会を設置することとしており、本提案株主が指摘するような状況を排するための適切な措置を講じております。加えて、本対応策は、2023年6月28日開催の当社第47回定時株主総会において、79.04%の賛成率をもってその更新に係る議案が承認可決されており、大多数の株主様からご賛同を得たものであります。

よって、当社取締役会は、本株主提案（議題3）に反対いたします。

4. 議題4：定款第18条の削除の件（買収防衛策の導入等の条文削除について）

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（議題4）に反対いたします。

（2）反対の理由

当社定款第 18 条第 1 項及び第 2 項は、本対応策を含めた買収防衛策の導入、継続及び廃止（以下「導入等」といいます。）につき、株主総会の決議により定めることができる旨の規定であり、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で買収防衛策の導入等に反映させるために設けられたものです。また、同条第 3 項及び第 4 項は、買収防衛策に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てについて、①株主総会決議により新株予約権の無償割当てを行うこと、又は②株主総会決議により一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てを取締役会に委任していただくことがそれぞれ可能となるように、会社法第 278 条第 3 項ただし書きに基づき、規定されたものです。

議題 3 における「反対の理由」に記載したとおり、本対応策は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様がその判断に必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受ける機会を確保し、また、代替案の提示を受ける機会を確保することで、株主の皆様が十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とするための枠組みとなります。このように、本対応策は、教育機関として高い公共性を有する事業を展開する当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止する意義を有しております。

当社定款第 18 条は、本対応策を含めた買収防衛策の導入等、そして対抗措置の発動に関し、株主の皆様のご意思を反映するために必要な事項を規定したものであることから、これらを削除することは不適當であると考えております。

よって、当社取締役会は、本株主提案（議題 4）に反対いたします。

第1 提案する議題

議題1：取締役7名選任の件

議題2：定款の一部変更の件（取締役会議長について）

議題3：買収防衛策の廃止の件

議題4：定款第18条の削除の件（買収防衛策の導入等の条文削除について）

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1 取締役7名選任の件

(1) 議案の要領

若林勇人、伊勢谷直樹、西立野竜史、星友啓、門田泰人、黒田淳、森山真有を取締役として選任する。

(2) 提案の理由

当社は、ガバナンス改善、投資戦略および財務戦略の知見を有する7名の取締役を新たに選任することにより当社の取締役会を刷新し、創業家に付度した「番頭経営」を脱却し、ガバナンス改革を進め、資本効率の改善と株主還元策の拡充を実施すべきである

我々は、近年急成長を遂げた高校・大学事業を始め、当社の事業成長性には高いポテンシャルがあると考えています。しかし、後述するように、現経営陣は当社の創業家が関わるガバナンス上の問題を長年放置し、資本コストや資本効率を無視した経営スタンスをとり、有効な成長戦略を示していません。そこで、急成長する同社の高校・大学事業を牽引した立役者である現取締役の竹下淳司氏に加え、取締役として若林勇人氏、伊勢谷直樹氏、西立野竜史氏、星友啓氏、門田泰人氏、黒田淳氏及び森山真有氏を選任することにより、取締役会を刷新し、創業家に付度した「番頭経営」を脱却しガバナンス改革を進め、資本効率の改善と株主還元策の拡充の実施を着実に行うべきです。

今回我々の提案する取締役の候補者は、教育サービス業を含む国内外の企業経営、投資戦略、財務会計等の専門家であり、後述の課題に関して、当社のあらゆるステークホルダーのために、当社の成長戦略を改めて策定し、確実に実行することが出来る候補者です。

当社を成長に導くためには、我々の提案する7名の取締役を新たに選任し取締役会を再編することが不可欠です。各候補者が当社の成長にどのように貢献するかについては、各候補者の略歴に記載の「取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等」をご参照ください。

なお、門田氏は提案株主の運用者である Swiss-Asia Financial Services Pte.Ltd. の最高投資責任者であることから、株主と取締役間の実質的な利益相反を避けるため、当社取締役に選任された場合であっても、当社からの役員報酬は一切辞退致します。

現在の当社取締役である生駒富男氏、赤川琢志氏、阿野孝氏、大澤純子氏、鷹野正明氏及び大山真未氏は再任されるべきではない

当社の現取締役である生駒富男氏、赤川琢志氏、阿野孝氏、大澤純子氏、鷹野正明氏、大山真未氏は、以下のような我々が昨年から指摘している当社の経営課題について、この1年

十分に具体的な対策を打ち出すことが出来ていないのみならず、当社からの面談依頼を拒絶するなど株主に対する説明責任を果たす姿勢も見られません。したがって、同氏らは上場企業である当社の経営を取締役として委任するに足る経営能力を有していないと言わざるを得ず、再任されるべきではありません。同氏らにおかれては、取締役ではない役職員として、個々人の強みがある分野で引き続き当社のために力を発揮して頂くことが望ましいと考えます。

(a) 資本コスト及び資本収益性を無視した経営を行い、十分な成長投資戦略を示すことが出来ておらず、株主還元も不十分

当社の高校・大学事業は近年急成長を遂げましたが、2025年3月期の同事業の営業利益は前年同期比7.7%も減少し、その成長は鈍化しています。

しかしながら、現経営陣は昨年当方が株主提案を提出した直後の2024年3月期通期決算説明において、株主資本収益性を意識した中期経営計画の策定を目指すなどとしていたものの、未だ具体策の公表には至っていません。

一方、当社のネットキャッシュの規模は積みあがっており、時価総額が約200億円であるのに対して、2024年12月末時点で34億円という多額の現預金と、別途大半を金融資産で運用しているその他投資有価証券約29億円を有しています。かかるネットキャッシュについて、成長戦略として具体的な投資計画がないのであれば、株主還元を実施すべきです。しかし、当社の2025年3月期予想の配当は1株当たり60円と昨年と同水準、配当性向も54.2%と、同業他社と比較して上位には分類されない水準です。

このように当社経営陣は資本効率の改善の目指すという意識がなく、適切な人的投資や成長投資、株主還元を実施せず長年に亘り資本構成の不備を放置しており、経営陣として十分な経営努力を行っていません。

(b) 創業家に付度した「番頭経営」を長年に亘り継続し、上場企業として目指すべき成長や株主共同の利益実現を十分に果たすことが出来ていない

当社は創業者及び創業家である堀川家への特定の地位及び報酬の供与、優遇措置の提供、創業家を実質的に保護する買収防衛策の導入・維持等を行っており、上場企業でありながら、一株主である創業家に対する過剰な配慮や利益誘導が行われ、上場企業として目指すべき成長や株主共同の利益の実現が阻害されています。

我々が昨年の定時株主総会において同様の指摘を行った後、株式会社ブリーズについては、堀川一晃氏が代表取締役及び取締役を退任し、堀川明人氏が取締役を退任しました。株式会社SRJにおいては、堀川直人氏は代表取締役社長を辞任しましたが、同氏はその後も取締役会長を務めています。当社経営陣による我々に対する説明によれば、堀川一晃氏の相談役報酬は年間1,800万円から半減されたものの、同氏の活動としては多くとも週に1度あるか無いかの頻度で生駒社長を訪問し意見を述べるだけであるとのこと。これでは、相談役として年間900万円もの報酬を支払う価値のある貢献があるとは認められません。総じて、昨年の総会における我々の指摘の後、子会社の代表取締役の役職から創業家関係者が降りたのは形式的なものに過ぎず、創業家への過剰な配慮や利益誘導の姿勢といったガバナンスの問題について、昨年の株主総会以降、経営陣は十分に具体的な改善策も採っていないといえます。

(3) 候補者の略歴等

①

若林 勇人（わかばやし はやと） 1961 年 8 月 31 日生	
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1985 年 4 月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
1998 年 4 月	パナソニックファイナンスセンターマレーシア株式会社 社長
2007 年 4 月	松下電器（中国）財務有限公司董事 総経理
2009 年 2 月	パナソニック株式会社 本社財務・IR グループ財務企画チームリーダー
2013 年 7 月	パナソニック株式会社コーポレート戦略本部 財務・IR グループゼネラルマネジャー 兼 財務戦略チームリーダー（理事）
2015 年 5 月	J.フロントリテイリング株式会社 入社 同社 業務統括部付財務政策担当
2015 年 9 月	同社 執行役員 同社 業務統括部財務戦略・政策担当
2016 年 3 月	同社 財務戦略統括部長 兼 財務政策担当
2016 年 5 月	同社 取締役（現任）
2017 年 3 月	同社 資金・財務政策担当
2017 年 5 月	同社 執行役常務（現任）
2018 年 5 月	同社 資金・財務政策部長
2020 年 5 月	株式会社パルコ 取締役
2023 年 5 月	大丸松坂屋百貨店 取締役（現任）
2025 年 3 月	J.フロントリテイリング株式会社 執行役常務 社長特命事項担当 （現任）
<重要な兼職の状況> J.フロントリテイリング株式会社 取締役兼執行役常務、社長特命事項担当 大丸松坂屋百貨店 取締役 （但し、2025 年 5 月 29 日付で両社とも退任予定）	
■ 所有する当社の株式数 0 株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 若林氏は、国内大手総合電機メーカーでの国内及びアジアでの勤務経験を有し、現在は国内大手百貨店業及び物品小売業等のグループ事業を営む持株会社の取締役等を務めています。特に財務部門でキャリアを積み、J.フロントリテイリングにおいて財務・IR 戦略の構築と推進を担ってきました。これらの経験を通じて経営戦略・財務戦略に知見を有していることから、若林氏は、当社にとって有用な助言を提供し、経営を監督することができると考えます。	
■ 特別利害関係の有無 若林勇人氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）若林勇人氏は社外取締役候補者です。

②

伊勢谷 直樹（いせたに なおき） 1962年4月2日生	
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1987年4月	東京銀行（現 三菱UFJ銀行）入行
1996年4月	東京三菱銀行（現 三菱UFJ銀行）中国東アジア部 調査役
1997年8月	同行 企画部 調査役
2003年5月	同行 ロンドン支店 日系課長
2006年8月	三菱UFJフィナンシャル・グループ 投融資企画部 次長
2011年2月	三菱東京UFJ銀行（現 三菱UFJ銀行） ニューデリー支店長
2013年5月	同行 理事 アジア・オセアニア営業部長（在シンガポール）
2017年6月	三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 兼 三菱UFJ証券ホールディングス 執行役員（海外業務を所管）
2019年6月	三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 グループ Deputy CSO 兼 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 取締役常務執行役員 兼 三菱UFJ証券ホールディングス 取締役常務執行役員 （企画、アライアンス、広報CSR、デジタル等を所管）
2021年6月	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 顧問
2021年9月	ジ・オフィス・オブ伊勢谷株式会社 代表取締役 CEO （現任）
2021年10月	オリバー・ワイマン・グループ株式会社 シニア・アドバイザー（現任）
2022年7月	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 シニア・ダイレクター（現任）
＜重要な兼職の状況＞ ジ・オフィス・オブ伊勢谷株式会社 代表取締役 CEO オリバー・ワイマン・グループ株式会社 シニア・アドバイザー フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 シニア・ダイレクター	
■ 所有する当社の株式の数 0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 伊勢谷直樹氏は、国内大手金融機関で企画、リスク管理、国内海外企業取引等に従事し、銀行部門から証券部門まで幅広い経験を有するほか、現在は米系経営コンサルティング・ファームやグローバル格付会社での役職を務めるなど、グローバル資本市場における企業のあり方や国内外企業での資本政策や資本市場に関する豊富な知見を有します。我々は、当社の財務戦略に課題があると認識しているところ、伊勢谷氏は、当社取締役に対し、経営全般に関する助言を行うと共に、経営の監督を行うことができます。これにより、取締役会においてより高度に洗練された財務戦略の議論が行われ、それにより当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、伊勢谷氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 伊勢谷直樹氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。	

（注）伊勢谷直樹氏は社外取締役候補者です。

③

西立野 竜史（にしたての りゅうじ） 1974 年 10 月 8 日生	
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2001 年 4 月	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社
2006 年 10 月	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC 入 社
2008 年 5 月	TPC キャピタル株式会社 入社
2010 年 1 月	アクソンホールディングス株式会社(現 株式会社 NEUTRON) 設 立 代表取締役社長（現任）
2010 年 11 月	イオン株式会社 顧問
2013 年 4 月	東京理科大学 理事長特別補佐・特任教授
2017 年 7 月	アルー株式会社 取締役（現任）
<重要な兼職の状況> 株式会社 NEUTRON 代表取締役社長 アルー株式会社 取締役	
■ 所有する当社の株式の数 0 株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 西立野氏は、米系大手戦略コンサルティング・ファームや米系大手プライベート・エ クイティファームでの経験を有し、現在は戦略コンサルタントとして活動しており、国 内外での企業の経営戦略に知見を有します。また、東京理科大学においては同大学の評 価を向上させる様々な施策を実行した経験も有します。当社は事業戦略を描きなおし収 益性を向上させるべき時であるところ、西立野氏は、当社取締役会に対し、事業戦略に 精通する立場から助言を行い、経営を監督することができます。これにより、当社の企 業価値が向上することが期待できます。 以上の理由で、我々は、西立野氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■ 特別利害関係の有無 西立野竜史氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）西立野竜史氏は社外取締役候補者です。

④

星 友啓（ほし ともひろ） 1977 年 12 月 28 日生	
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2008 年 9 月	スタンフォード大学講師、同大学オンラインハイスクール講師 スタンフォード大学講師、同大学オンラインハイスクール講師
2009 年 6 月	スタンフォード大学哲学博士 修了
2016 年 9 月	スタンフォード大学オンラインハイスクール 校長（現任）
2021 年 9 月	Crimson Education 特別顧問（ニュージーランド、現任）
2023 年 4 月	海外子女教育財団 アドバイザーリーコミッティ（現任）
2023 年 6 月	Enrollment Management Association 理事（米国、現任）
2023 年 7 月	Awakapp, Inc 取締役（米国、現任）
2024 年 4 月	慶應義塾大学 特別招聘教授（現任）
2024 年 4 月	横浜市立大学 特任教授（現任）
2024 年 7 月	HR 高等学院 特別顧問（現任）
<重要な兼職の状況> スタンフォード大学オンラインハイスクール 校長 Crimson Education 特別顧問 Awakapp, Inc 取締役 慶應義塾大学 特別招聘教授 横浜市立大学 特任教授 HR 高等学院 特別顧問	
■所有する当社の株式の数 0 株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 星氏は、科学的に効果のある勉強法に関する第一人者であり、スタンフォード大学オンラインハイスクールの校長を務めるほか、国内外にて教育及び教育関連テクノロジー（EdTech）のコンサルティングを行う等、教育事業分野に豊富な経験・知見を有しています。星氏はその経歴を活かし、当社の事業に専門的な助言を行い、経営を監督することができると考えます。 以上の理由で、我々は、星氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■ 特別利害関係の有無 星友啓氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）星友啓氏は社外取締役候補者です。

⑤

門田 泰人（もんでん やすと） 1975 年 1 月 7 日生	
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2000 年 7 月	UBS ウォーバーグ証券会社（現 UBS 証券株式会社） 企業金融本部 入社
2004 年 1 月	UBS Limited, Investment Banking, EMEA (Europe, Middle East & Africa (在ロンドン))
2006 年 10 月	UBS 証券会社（現 UBS 証券株式会社）投資銀行本部
2010 年 1 月	ドイツ証券株式会社 投資銀行法人本部 入社
2011 年 1 月	同社 投資銀行統括本部 資本財・化学セクターカバレッジ 統括
2012 年 6 月	株式会社アスリード・アドバイザリー 代表取締役社長
2015 年 9 月	株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ 入 社 マネージング・ディレクター
2017 年 5 月	同社 取締役事業投資管掌
2019 年 11 月	Aslead Capital Pte.Ltd. Co-Founder 兼 Managing Director
2022 年 12 月	Swiss-Asia Financial Services Pte.Ltd. 最高投資責任者（現任）
＜重要な兼職の状況＞ Swiss-Asia Financial Services Pte.Ltd. 最高投資責任者	
■ 所有する当社の株式の数 0 株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 門田氏は、複数の外資系投資銀行での国内外での勤務経験、米系大手投資会社の日本における事業投資をリードした経験を有し、現在はシンガポールを拠点とする投資運用会社の最高投資責任者として、国内外の企業に対する投資をリードしています。これまでに上場株投資、プライベート・エクイティ投資、M&A アドバイザリー、資金資本調達、ハンズオン経営支援などに長年従事しており、経営や財務に関する豊富な知見、グローバル資本市場や ESG に関する幅広い知見を有しており、門田氏が、これまでの経験を踏まえ、当社の経営全般に関して貢献することで、当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、門田氏の取締役としての選任を提案します。	
■ 特別利害関係の有無 門田泰人氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。	

（注）門田泰人氏は常勤取締役候補者です。但し、議題 2 が承認され、門田泰人氏が取締役会議長となる場合には社外取締役となる予定です。

⑥

黒田 淳（くろだ あつし） 1959 年 11 月 23 日生	
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1982 年 4 月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
1987 年 10 月	同行 事業調査部（大阪）
1988 年 8 月	同行 事業調査部（東京）
1989 年 4 月	同行 事業調査部（ロンドン）
1993 年 8 月	同行 企画部 部長代理
1996 年 4 月	同行 船場支店取引先課長
1997 年 8 月	株式会社ロイヤルホテル 出向 社長室次長
1999 年 4 月	同社 営業企画部 部長
2000 年 10 月	株式会社住友銀行 大阪本店営業第一部 次長 (2001 年 4 月、合併により株式会社三井住友銀行)
2005 年 6 月	株式会社三井住友銀行 和歌山法人営業部 部長
2007 年 4 月	同行 天王寺法人営業部 部長
2010 年 4 月	同行 執行役員 本店営業第五部長
2012 年 4 月	同行 執行役員 西日本第一法人営業本部長
2013 年 5 月	三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員
2017 年 4 月	三井住友ファイナンス&リース株式会社 専務執行役員 SMFL キャピタル株式会社 代表取締役社長（兼）CEO
2022 年 6 月	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役専務執行役員
2023 年 6 月	株式会社ロイヤルホテル 監査役（現任）
<重要な兼職の状況> 株式会社ロイヤルホテル 監査役	
■ 所有する当社の株式の数 0 株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 黒田氏は、長年にわたり金融機関でキャリアを積み経営に携わってきた経験を有しており、金融はもとよりサービス業をはじめとする事業経営にも知見を有します。当社は事業戦略を描きなおし収益性を向上させるべき時であるところ、黒田氏は、当社取締役会に対し、金融と経営に精通する立場から助言を行うことにより、経営を監督することができます。これにより、当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、黒田氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■ 特別利害関係の有無 黒田淳氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 （注）黒田淳氏は社外取締役候補者です。	

⑦

森山 真有（もりやま しんゆう） 1973 年 3 月 2 日生	
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1995 年 4 月	株式会社トライグループ 入社
2005 年 5 月	同社 専務取締役
2006 年 6 月	株式会社 TRG ネットワーク 代表取締役（兼任）
2010 年 6 月	エフエム高松コミュニティ放送株式会社 代表取締役（兼任）
2018 年 10 月	合同会社森山総合研究所 代表社員（現任）
2019 年 9 月	株式会社フィールドマネージメント
2021 年 7 月	株式会社ストラテジックマネジメント 代表取締役社長（現任）
2023 年 8 月	MRI 株式会社 代表取締役（現任）
2024 年 11 月	SM Consulting 株式会社 代表取締役（現任）
<重要な兼職の状況> 株式会社ストラテジックマネジメント 代表取締役社長 MRI 株式会社 代表取締役 SM Consulting 株式会社 代表取締役	
■ 所有する当社の株式の数 6,500 株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 森山氏は、家庭教師・個別指導塾・通信制高校サポート校事業の大手企業において役員を務め、教育事業等の経営戦略を担った経験を有します。 当社は事業戦略を描きなおし収益性を向上させるべき時であるところ、森山氏は、教育と経営戦略の双方の分野に精通した立場から、当社取締役会に対して有用な助言を行い、経営を監督することができます。これにより、より洗練された事業戦略の議論が行われ、当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、森山氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■ 特別利害関係の有無 森山真有氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）森山真有氏は社外取締役候補者です

2. 議題2：定款の一部変更の件（取締役会議長について）

(1) 議案の要領

現行の定款第24条を、以下のとおり変更する。なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役が議長となる。ただし、あらかじめ定めた当該取締役又は当該社外取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、他の社外取締役が議長となる。

(2) 提案の理由

当社は創業家が関与したガバナンスの問題を抱えており、取締役会の監督機能を高めることが不可欠です。そのためには、社外取締役が客観的な立場から取締役会の議事進行を行う仕組みを備えるべきです。金融庁の「投資家と企業の対話ガイドライン」は、2021年改訂により、「独立社外取締役の選任・機能発揮」の項目において、「必要に応じて独立性社外取締役を取締役会議長に選任することなども含め、取締役会が経営に対する監督の実効性を確保しているか」との文言を追加し¹、社外取締役が取締役会議長を務めることが有効であることを示しています。社外取締役から議長を選任することを定款に明記し実施することは、取締役会の監督の実効性確保に資するのみならず画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であることを内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

3. 議題3 買収防衛策の廃止の件

(1) 議案の要領

定款第18条第2項に基づき、2023年5月12日の取締役会で3年間の更新が決議され、2023年6月28日開催の当社定時株主総会で承認された「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を廃止する。

(2) 提案の理由

議題3及び議題4にかかる議案に共通する提案の理由は以下のとおりです。なお、当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されていることに鑑み、議題3及び議題4の提案の理由の合計の字数を800字以内に収めております。

（議題3及び議題4に共通の提案理由）

一般的に、株式の大量取得行為に関する法規制やコーポレートガバナンス・コードの発展及び浸透、企業買収における行動指針²、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化など、状況の変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われつつあります。実際にも買収防衛策を導入する企業は継続して減少しています。このような中での買収防衛策の維持は、時流に反するばかりでなく、当社の取締役会や創業家一族による既得権益の保持、自己の保身のための道具であるとの批判を免れず、買収を防ぐために株価を高めるインセンティブを損なうおそれすらあります。

¹ 金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン 改正前からの変更点」（2024年6月11日改訂）3-8
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/02.pdf>

² 経済産業省「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」2023年8月31日
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/pdf/20230831_2.pdf

我々は昨年の株主総会に議題 3 及び 4 と同様の提案をしましたが、買収防衛策廃止の賛成比率は 41.85%³にものぼり、定款における買収防衛策の定め廃止の提案の賛成比率も 33.82%⁴でした。創業者関係者以外の株主の過半数は、買収防衛策の廃止を望んでいることの証左です。

当社の買収防衛策は、第47回定時株主総会において、2026年6月まで更新されることが決定していますが、我々は、期間満了による終了を待つことなく、当社が直ちに買収防衛策を廃止することこそ、「社会への貢献」を含む当社の企業価値の向上に資し、ひいては、株主共同の利益にもつながると考えています。当社においては、現行の買収防衛策を廃止するにとどまらず、もはや現在の市況、社会状況にそぐわない買収防衛策という仕組み自体を、定款において明示的に廃し、これを対外的にも宣言することで、「公共的」役割を担う企業としての真に開かれた態度を示すべきです。

以上の理由により、我々は、現行の買収防衛策の廃止とその仕組みの撤廃を提案します。

4. 議題 4：定款第18条の削除の件（買収防衛策の導入等の条文削除について）

(1) 議案の要領

現行定款第18条を削除する。なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(2) 提案の理由

上記議題 3 及び 4 の共通の提案理由のとおり。

以上

³ 当社「臨時報告書」（2024 年 7 月 2 日）第 10 号議案（本提案の議題 3 に相当する提案）

https://www.with-us.co.jp/irinfo/meeting_file_download/qT3SpcVDYcH%2FYzyn3WThzZrm9NVbmeDwxsD9mpk4aI3CYi6JuDbH3V0hBXPJ3lk8X0SkFJrvMeHC4f0X4RYeZw%3D%3D

⁴ 当社「臨時報告書」（2024 年 7 月 2 日）第 11 号議案（本提案の議題 4 に相当する提案）